第

3 2 3 1

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 3月 15日 木曜日

号

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ☆ 確定申告書の訂正

**Q**:私は先日、確定申告書を提出しましたが、間違っていることに気がつきました。どうすればいいですか?

★:確定申告書を法定申告期限に訂正する場合は、訂正申告書を提出することになります。

## 【解説】

所得税の確定申告書を訂正するには、原則として、計算の誤りが税額の過少等である場合は 修正申告、過大等である場合は更正の請求をす ることとなっています。

ただし、法定申告期限内に同一人から確定申告書、還付を受けるための申告書、確定損失申告書のうち種類を異にするもの、又は同種類の申告書が2以上提出された場合には、法定申告期限内に最後に提出された申告書をその納税者の申告書として取り扱うこととされています。

したがって、お尋ねの場合は、期限内であれば、先に提出した申告書を訂正する旨を付記した申告書を提出すれば、それが確定申告書として取り扱われることとなります。

なお、給与所得者から提出された申告書で、第3期の税額の記載のあるもののうち、給与所得以外の金額が少額であるなど、確定申告書の提出を要しないものについては、納税者から、その申告書を撤回したい旨の書面による申し出があったときは、その日に申告書の撤回があったものとして、既納の第3期分の税額を還付するように取り扱うこととなっています。







